

横浜市立篠原小学校 いじめ防止基本方針

Ⅰ いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめ防止対策推進法」（文部科学省）、「横浜市学校いじめ防止基本方針」より抜粋

② いじめ防止等に向けての基本理念

《いじめ防止等の対策に関する基本理念》

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こりうる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害行為であるという認識の下で、対策にとりくんでいくための基本となる方向性について、次のとおり示す。

- (1) いじめを特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (2) 児童は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくる。
- (3) 市、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等は、児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくるために、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置



① 委員会の構成

- ・組織の構成員（管理職、教務主任、児童支援専任、養護教諭、学年主任、関係職員）
- ・必要に応じて、いじめの認知の視点や、いじめを受けた児童生徒の回復状態の確認や支援について、心理や福祉等の専門家（SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー））の参加を求める。
- ・個々のいじめの対処に当たっては、関係の深い教職員を加えるなど、組織の構成を適宜工夫・改善できるよ

う柔軟に運営する。

② 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月 1 回以上定期的に開催する。
- ・いじめの疑いを把握した際には出席可能な構成員のみで迅速・機動的に臨時で「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、適切に対応する。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」では、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。
- ・校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成、保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

③ 委員会の活動内容

学校いじめ防止対策委員会は、「学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を行う。また、いじめの防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担う。区役所、児童相談所等と連携して多角的な視点から支援を実施する。

○未然防止・早期発見

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知
- ・いじめの防止等に係る学校の窓口や相談先の設置
- ・「いじめ対応情報システム」の活用と記録・情報共有
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断、時系列に沿った適切な記録・情報共有
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた当該児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の分担役割を含む対処方法を決定し、確実に実行
- ・いじめを受けた当該児童及びその保護者への支援、いじめを行った関係児童への指導・支援及びその保護者への助言等、いじめが起きた集団への働きかけ等を組織的に実施
- ・いじめの背景にも目を向けた関係機関との連携や、事案に応じた警察への相談や通報
- ・いじめ未解消事案についての支援検討や未然防止の観点で危機管理演習を実施

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む）など

3 取組の年間計画

月	取組内容		
4	年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ 篠原小学校スタンダードの確認 いじめの定義・児童生徒理解研修防止基本方針の確認・周知 入学式、保護者説明会、学年集会等で基本方針説明	児童の実態把握・情報収集 児童会活動テーマと年間計画作成	
5	いじめ早期発見のための記名式アンケート 学校運営協議会等で基本方針説明	個人面談	
6	YP アセスメントI 回目・支援検討会 区スピーチコンテスト	横浜プログラムの実施 横浜子ども会議に向けて全校で情報の共有	
7	中学校区防犯パトロール 横浜子ども会議小中ブロック別会議	SOS の出し方プログラム実施 教職員人権研修	
8	特別支援教育研修 横浜子ども会議区交流会	専任教諭夏季研修に基づく校内研修	
9	個人面談 横浜子ども会議を受けた校内での情報発信、啓発	児童の実態把握	
10	情報モラル教室 横浜子ども会議を受けた話し合い		
11	YP アセスメント2回目・支援検討会 生活アンケート実施		
12	いじめ解決一斉キャンペーン 横浜プログラムの実施 人権月間、いじめ防止月間 人権集会(人権に関する児童委員会よりいじめ防止についての発信)	学校評価アンケート 先生あのねタイム(児童との面談)	
1	児童の実態把握 学校いじめ防止基本方針の見直し		
2	中学校区防犯パトロール ピンクシャツデーの取組	学校いじめ防止基本方針改定	
3	個人面談 年間の振り返り、新年度への引継ぎ(学校内、幼稚園保育園、中学校等) 学校いじめ防止基本方針を HP 掲載		
年間	児童の情報共有 児童ケース会議(随時) 横浜子ども会議・テーマを受けた児童主体の活動(いじめ未然防止のための取組) ペア学年の活動(顔合わせ、集会、各教科を生かした交流、ペア遊びなど) 学校運営協議会(年4回) インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進	いじめ防止対策委員会(月1回・随時) 生活目標の確認・指導 あいさつ運動(児童の委員会) SC や SSW による教育相談	特別支援教育委員会(月1回)

4 基本的な対応方針



① いじめの未然防止・早期発見

いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

○人権教育の推進 ～「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校

一人ひとりの人権を大切に、差別を許さない子を育成する。人と関わり、つながる中で自尊感情を高められるようにする。

○道徳教育の推進

子どもが様々な学びの中で、気づきや実感をひとつひとつ積み重ねることで、命の大切さを実感し、いじめに向き合う心を総合的に育てる。発達段階に応じて、いじめやそれを取り巻く事項を扱い、道徳科の学習全体を通して児童の心を育てる。

○児童の主体的な取組への支援

横浜子ども会議の取組、児童の委員会活動等を通じ、児童がいじめについて主体的に話し合い、自分ごととしていじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことを考え、自ら行動することができるよう支援する。

- ・挨拶やコミュニケーションの機会を積極的につくる。
- ・「相手を知る」ことの大切さについて考える機会を設ける。
- ・校舎内、教室の整理整頓を心がけ、居心地のよい空間をつくる。
- ・自分のことを見つめ直し、前向きに捉えられるようにする。

R7 年度、篠原中ブロックで代
表児童が考えた取組です

○他者との違いを理解し、様々な価値観を尊重できるような授業づくり、集団づくりの取組

- ・わかる授業づくりを進める、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。

公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を位置づける。校内重点研究では「すすんで表現する子の育成」に取り組む。

- ・友人関係、集団づくり、社会性の育成

他の児童生徒や大人との関わり合いを通して、児童生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくこと、互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくこと

- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用

○1人1台端末やすぐる等を活用した朝の健康観察等の実施

○「篠原小学校スタンダード」の活用

登校から下校までの生活・学習場面で、全校児童が安心して過ごせるように「篠原小学校スタンダード」を策定し、活用する。

○校内研修の充実（いじめ防止・対応、特別支援教育理解・推進、授業のユニバーサルデザイン等）

- ・児童理解研修の推進（毎月職員会議では各クラスの児童の様子について情報共有）
- ・いじめを見逃さない教職員の体制づくり（情報共有の推進→いじめ防止対策委員会、職員会議、学年等）

○外部機関、学校運営協議会、学校・家庭・地域連携事業等の活用

- ・SC(SCと話そうタイム実施、SC 来校日に定例委員会実施等)や SSW と連携した定期的な教育相談
- ・保護者、地域、外部機関と連携したインターネットを通じたいじめへの対応や情報モラル教育に関する啓発
- ・学校いじめ防止基本方針やいじめの相談窓口として「学校いじめ防止対策委員会」があることの周知
- ・地域において、学校や家庭では見られない子ども同士の人間関係が現れることも考慮し、地域の方々が気付いたことを学校などに共有できる連携体制の構築

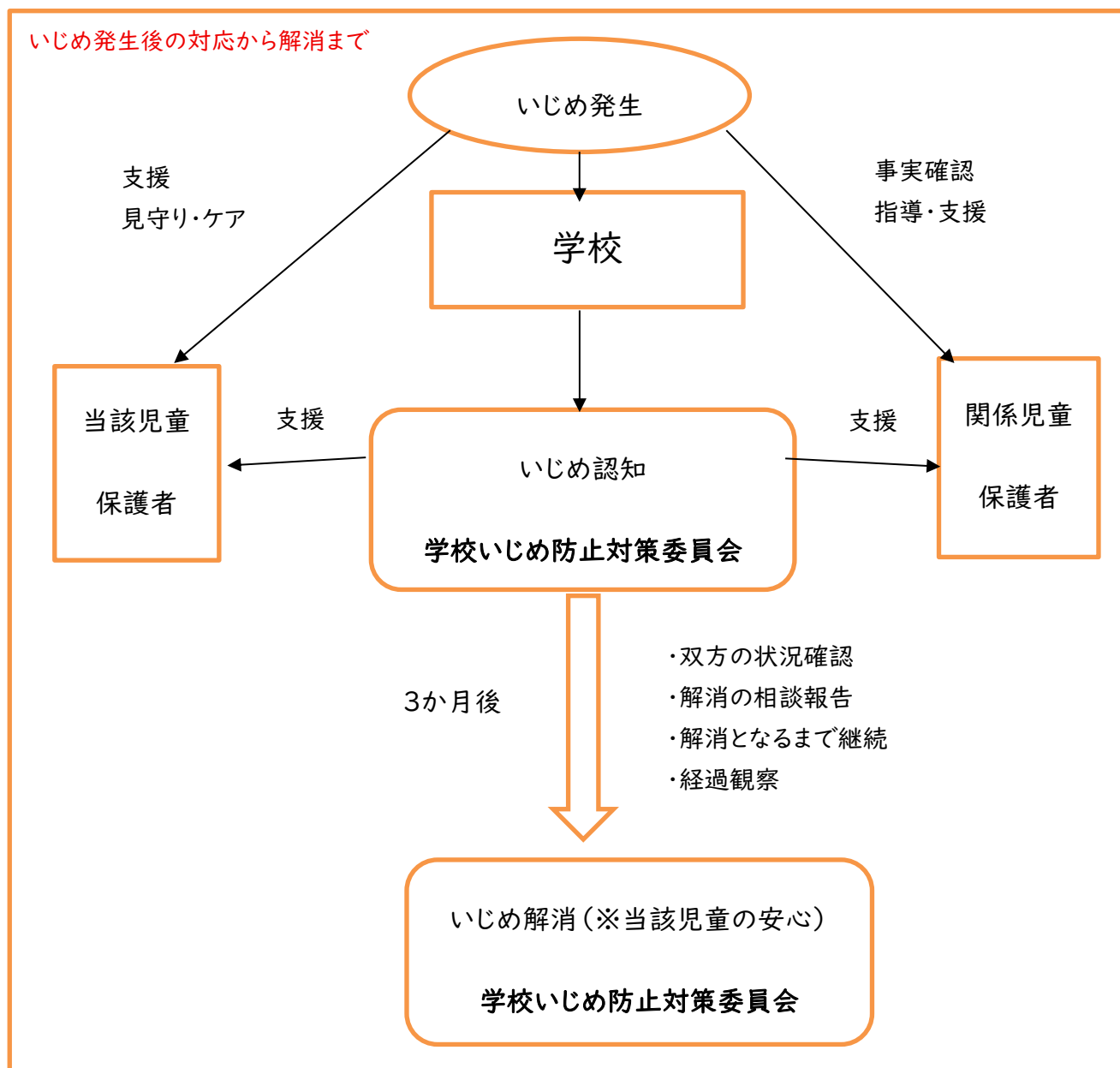
② いじめに対する措置

- ・いじめ対応情報管理システムを活用した記録、いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定
- ・当該児童及び保護者に寄り添った支援
- ・関係児童への指導・支援及び保護者への対応等、組織的な再発防止策
- ・保護者の協力、関係機関、専門機関との連携
- ・事案に応じた警察への相談・通報
- ・いじめが起きた集団への働きかけによる、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる集団づくりのための指導

③ いじめの解消

・いじめの解消には少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある

- 1 いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- 2 当該児童が心身の苦痛を感じていないこと



5 重大事態への対処

① 調査・報告

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

② 児童・保護者への報告

いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

6 いじめ防止対策の点検・見直し

・学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

・学校評価の評価項目に、いじめ防止等の取組に関する内容を入れる。

7 参考資料

- ① 横浜市いじめ防止基本方針(令和7年5月改定)
- ② 横浜市いじめ防止基本方針(概要版)
- ③ いじめ防止等のための基本的な方針(文部科学省 平成29年3月14日改定)
- ④ いじめ重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省 令和6年8月改訂版)

篠原小学校 045-401-9532

相談窓口

いじめ110番 横浜市教育委員会 0120-671-388(24時間受付)

学校生活安心ダイヤル 横浜市教育委員会 045-663-1370

こどもの人権110番 0120-007-110

横浜いのちの電話 045-335-4343(24時間受付)

北部児童相談所 045-948-2441

平成26年3月 策定

令和8年10月 一部改定

※赤字は変更・追記箇所